

事業事前評価表

国際協力機構 地球環境部 防災第二チーム

1. 案件名 (国名)

国名 : バングラデシュ人民共和国 (バングラデシュ)

案件名 : 和名 地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト

英名 The Project for Capacity Enhancement on Formulation and Implementation of Local Disaster Risk Reduction Plan

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
バングラデシュは、ベンガル湾に面した国土の約 9 割が、標高 10m 以下の低平地である世界最大規模のデルタ地帯に位置し、雨季には国土の約 20%が浸水する。またほぼ毎年サイクロンが来襲し、地形的要因に加えて、気象・気候的要因による災害が頻発している。国際災害データベース (Emergency Events Database:EM-DAT) によると、過去 30 年間 (1985 年から 2014 年まで) の自然災害による総死者数は 17 万人超、総被災者数は 26,200 万人超、同期間の年間平均経済的損失は約 5.7 億ドルと同期間の平均 GDP の約 0.9%を占めており、世界で最も災害に脆弱な国の一つとされている。

バングラデシュ政府は 2006 年に Vision 2021 を打ち出し、2021 年までに中所得国入りを目指すとの目標を掲げ、国内外の投資の増大等を目指している。しかし、災害への脆弱性は十分に克服されてきておらず、インフラの被災による復旧費の増大、被災による貧困層の生計手段の喪失等、様々な形で社会・経済の持続的発展を阻害する要因となっている。

係る状況を受けてバングラデシュでは、国際機関による支援の下、2012 年に防災法が施行された。同法を根拠として、防災救援省及び防災局が中心となり、国家防災計画、災害管理業務規程等、防災関連計画及び法体制の整備を実施してきた。そして多額の減災対策・応急対応の予算を獲得する等、同省及び同局が着実に中央防災機関としてのリーダーシップを発揮しつつある。また、「第 7 次 5 か年計画」(2015/16~2019/20 年度)には、仙台防災枠組 2015-2030 で合意された優先行動が組み込まれており、全職員への能力強化や災害リスク削減を促進することが掲げられている。

しかしながら、依然として地方配属含む防災局職員には災害リスク削減という概念が浸透しておらず、特に地方レベルにおける関係機関を巻き込んだ災害リスク削減に向けた取り組みは十分ではない。また、防災法によって各地方自治体内に設置される災害管理委員会が策定すると定められた地方レベルの防災計画は、ほとんどの地方において存在していない。そのため現状では、減災対

策や応急対応の事前準備について、不十分な情報に基づく各防災関係機関の個別事業に委ねられており、地方毎の災害リスクを踏まえた適切な防災事業が計画・実施されるには至っていない。

以上を踏まえ、バングラデシュ政府より我が国に対し、地域毎の災害リスクを効果的に削減していくため、地方レベルにおける防災計画の策定支援が要請されたところ、防災局の調整のもと地方レベルでの各防災関係機関の計画的かつ効果的な防災事業の実施を促進する本事業への協力の意義は大きい。

(2) 防災セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

我が国の対バングラデシュ人民共和国国別開発協力量針（2018年2月）における重点目標では、「社会脆弱性の克服」のために防災・気候変動対策を支援するとしている。よって、本事業は我が国の協力量針と一致するものである。

JICA は我が国の協力量針に基づき、対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー（2019年3月）において「防災／気候変動対策」を取り組むべき開発課題として挙げている。また、JICA は 2015 年に策定された仙台防災枠組の実施を最重要課題の一つとして掲げており、本事業は仙台防災枠組グローバルターゲット(e)「2020年までに国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす」に貢献することから、JICA の協力量針とも一致している

また、本事業はバングラデシュにおける災害リスクの低減に貢献することから、SDGs のゴール 1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」の達成にも資するものである。

(3) 当該セクター／地域における他の援助機関の対応

世界銀行は水資源開発庁を実施機関とし、サイクロン緊急復旧・復興事業を 2008 年から 2014 年にかけて実施し、さらに 2013 年から沿岸部堤防改善事業を実施してきている。また 2010 年に Bangladesh Climate Change Resilience Fund を設立し、包括的災害管理の達成を支援してきた。そして 2015 年から開始した Urban Resilience Project では、災害管理トレーニング・研究センターの建設支援や、建築許可制度や都市計画、開発制度の改良を行ってきている。

アジア開発銀行は水資源開発庁及び農業省農業普及局を実施機関として、ジャムナ川、メグナ川等主要河川において洪水及び河床洗堀リスク管理プログラムを 2014 年より実施してきている。

国連開発計画（UNDP）は防災救援省を実施主体機関として、包括的災害管理プログラム（Comprehensive Disaster Management Programme:CDMP）を 2015 年 12 月まで実施し、バングラデシュにおける災害管理体制の枠組みの確立に係る支援を行った。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、バングラデシュにおける防災関連機関職員の能力向上及び地方防災計画策定・展開・実施に向けての体制構築を行うことにより、事前防災の概念の浸透及び事前防災投資の促進を図り、もって地域毎の災害リスクを効果的な削減に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

防災局本局、パイロットサイト

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： 防災局及び関連機関関係者

最終受益者： パイロットサイト住民

(4) 総事業費（日本側）：約 3.8 億円

(5) 事業実施期間：2020 年 7 月～2024 年 6 月を予定（計 48 ヶ月）

(6) 事業実施体制：

（和）防災局

（英）Department of Disaster Management（DDM）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 80M/M）：総括／防災計画、地形・災害リスク評価、地方防災ガバナンス、防災研修プログラム、地方防災計画／防災投資、洪水情報・対策、沿岸域災害情報・対策、防災事業実施監理

② 研修員受け入れ：防災主流化と事前投資の促進、地方防災計画策定・実施

2) バングラデシュ側

① カウンターパートの配置

② 専門家のための執務スペース

③ 案件実施のための現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

2016 年 6 月より実施中である円借款「災害リスク管理能力強化事業」では、自然災害で被災したインフラの復旧・復興、情報伝達機器や救援用機

材の整備、災害復旧復興の仕組み構築及びその実施を行い、政府の総合的な災害リスク管理能力の強化を支援している。また、2019年8月より実施している個別案件「防災セクター調整アドバイザー」では、国家レベルにおける防災セクター関係機関の調整・連携が促進されるための支援を行っている。そして2020年度より実施予定のである技術協力プロジェクト「包括的河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト」においては、パイロットサイトにおける河川計画の立案を支援するため、同計画を踏まえて防災計画を策定することを本事業において検討する。

2) 他援助機関等の援助活動：2.(3)の通り。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響はないと判断される。

2) 横断的事項

気候変動適応(副次的目的)に資する案件

3) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<活動内容/分類理由>

ジェンダーの視点に立って防災関連活動等に関する調査が行われ、関係機関とジェンダーに配慮した取り組みについて協議したことから、標記に分類される。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

全国展開計画が実施され、策定された郡(Upazilla)レベルの地方防災計画に基づいた防災事前投資が促進される。

【指標及び目標値】

- 郡レベルの防災計画の策定数(目標値：XX、郡レベルの防災計画の全国展開計画策定時に決定予定)

- 郡レベルの防災計画に基づいて構造物対策・非構造物対策が実施される。

(2) プロジェクト目標：

防災局が、防災救援省及び各防災関係省庁、地方政府との連携により、郡レベ

ルの防災計画を策定・展開し、実施に繋げる体制が構築される。

【指標及び目標値】

- 本事業で確立された方法を用いた災害リスクアセスメント報告書数(目標値:6)
- 本事業で策定された、郡レベルの防災計画に記載された構造物・非構造物対策の、計画委員会による実施プロジェクトとしてのリストに記載された件数(目標値:XX件、パイロット郡の防災計画がすべて策定されるまでに決定予定)
- 本事業で策定された、郡レベルの防災計画に記載された地方政府実施事業の予算が承認される。

(3) 成果

成果1：郡レベルの防災計画策定に適用できるハザード・リスクアセスメントの方法と実施体制が整備される。

成果2：防災局に、郡レベルの防災計画策定支援体制が整備される。

成果3：パイロットエリアにおいて各防災関係省庁、地方政府の連携により、実効性のある郡レベルの防災計画が策定される。

成果4：郡レベルの防災計画策定の全国展開に向けた体制が整備される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：1) 少なくとも1名のカウンターパート職員が、防災局人事下の Project Implementation Officer(PIO)から各ワーキンググループに配置される。

2) TAPP が事業開始時までに承認される。

(2) 外部条件：1) 治安状況が極度に悪化しない。

2) 事業の進捗に影響を及ぼす程の大災害が発生しない。

3) DDM の新組織図が承認され、実施される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア「国家防災庁および地方防災局における災害対応能力強化プロジェクト(評価年度2015年)」の教訓では、第1事業対象地域のカウンターパートが第2事業対象地域での活動に積極的に参加し、自らの地域における経験を踏まえて第2事業対象地域で指導を実施し、地域間における経験の共有につながったことが示された。

本事業においても、郡レベルの防災計画策定に際して、活動が先行する事業対象地域の経験を、その他対象地域において活用する事業計画となっている。

7. 評価結果

本事業は、バングラデシュにおける開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始3カ月以内 ベースライン調査

事業完了3年後 事後評価

以 上